

1 目的

活動火山対策特別措置法の改正や火山防災協議会における検討成果を反映させ、都の防災力向上を図るため、地域防災計画火山編を見直す。（前回修正 平成 21 年）

2 火山防災対策を取り巻く状況

○活動火山対策特別措置法の改正（平成 27 年 7 月改正、12 月施行）

- ・平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の噴火災害の教訓や火山災害の特殊性を踏まえ改正

≪主な改正概要≫

- ① 警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域(火山災害警戒地域)を国が指定
⇒都内は、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島に係る地域を指定
- ② 都道府県及び市町村による火山防災協議会の設置が法律上義務化

○近年の火山防災対策の動向を踏まえた都の取組

- ・火山防災協議会（火山ごとに計 6 協議会）を設置し、一連の警戒避難体制全般について協議（平成 28 年 4 月設置）
- ・平成 29 年、伊豆大島及び三宅島の火山避難計画を策定

3 修正の主な内容

〔修正のポイント〕

〔主な対策〕

(1) 活動火山対策特別措置法の改正等を踏まえた対策

- 火山防災協議会における協議事項を記載
- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達を記載
- 立退きの準備等避難について市町村が行う通報等（噴火警戒レベル）を定める際の基準を記載
- 避難場所・避難経路を定める際の基準を記載
- 避難・救助に関し、市町村の区域を超えた広域調整 等
- ※既に記載があるものについては、必要に応じて見直し

(2) 火山防災協議会の検討成果の適切な反映

- H29.5 伊豆大島及び三宅島避難計画策定内容を反映
- ・噴火警戒レベルの更新・避難対応・共同検討体制 等

4 今後のスケジュール（詳細裏面）

- ・平成 30 年 9 月 目途 地域防災計画（素案）を東京都防災会議幹事会へ提示
- ・平成 30 年 12 月 目途 東京都防災会議で地域防災計画を修正

